

「令和2年度 地域包括支援センター運営にあたっての基本方針等」における
特徴的な記述

◇「令和2年度仙台市地域包括支援センター運営方針」においては、重点取組事項の1つである「認知症施策の推進」に、『認知症施策推進大綱を踏まえ、』との文言を追加したことが特徴として挙げられる。これは、令和元年6月に関係閣僚会議で決定された認知症施策推進大綱の基本的考え方を踏まえて取組を行っていただきたいという意図から加えたもの。

◇このことを踏まえ、各センターの基本方針等に盛り込まれた記述の例を以下に挙げる。

1 大綱「第1 基本的考え方」に関する記述

【宮城野地域包括支援センター(資料 1-1② p.9) 基本方針】

- ・認知症の理解と自分事として備えるという意識を高められるようにする。また、自分個人だけではなく、お互い様の意識も高められるよう働きかけを行う。

【沖野地域包括支援センター(資料 1-1② p.13) 現状・課題、基本方針】

- ・認知症について本人、家族とも正しい理解やそなえが進んでおらず、自分事として捉えていない。
- ・高齢になっても認知症になっても住み慣れた沖野で暮らし続けられるよう認知症の正しい理解と支え合いの仕組みづくりに取り組む。

2 大綱「第2 具体的な施策」のうち「(1) 普及啓発・本人発信」に関する記述

【七郷地域包括支援センター(資料 1-1② p.14) 基本方針】

- ・認知症の正しい理解と支え合いの体制をつくり、認知症を公言できる地域を目指す。

【大和蒲町地域包括支援センター(資料 1-1② p.15) 基本方針】

- ・認知症の方や家族が参加し様々な意見や提案が発信できるよう、事業所主体で行う認知症カフェ(アランチカフェ)や他3か所の認知症カフェや講座の企画を行っていく。

【茂庭地域包括支援センター(資料 1-1② p.20) 基本方針】

- ・地域の方が認知症の理解を深める場、また認知症の方の活躍の場として、オレンジフェスタを開催し、交流を通して認知症になっても安心して暮らし続けることができる町づくりを目指す。また、小・中学生、保護者を対象に認知症サポーター養成講座を開催し、若い世代へ認知症の理解を深めていく。